

2018年11月20日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO兼執行役社長 渡邊 国夫
問い合わせ先 商品企画部長 増田 真一
(TEL 03-3241-9511)

金価格連動型上場投資信託における
投資信託約款変更および基準日設定について

本日、当社は、「金価格連動型上場投資信託」(以下「当ETF」といいます。)(証券コード:1328)につき、投資信託約款(以下「約款」といいます。)の重大な変更を提案し、法令の規定に従い異議申立の手続きを行なうため、2018年12月4日を基準日と定め、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者(当ETFの保有者)を、異議申立を行なうことができる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

異議申立の手続きの結果、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、2018年12月4日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、当ETFの約款変更の届出を行ない、2019年3月27日に約款変更を適用することを予定しております。

- 当ETFは、継続して東京証券取引所に上場され、売買取引は、これまでどおり行なえます。
- 重大な約款変更に係る異議申立手続きに関する書類の送付
2018年12月4日現在の受益者に、2019年1月11日頃までに、異議申立手続きに関する書類を発送いたします。具体的な手続きおよびそれに関するお問い合わせの方法は、お送りする書類の中でご確認いただけます。
- このたびの約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。

＜約款変更（予定）の概要および理由＞

(1) 運用方法の変更

○概要

当 ETF は、運用方法として、指標連動有価証券（債券）に投資する方法を採ることとしております。今回、当運用方法に、金先物取引等を活用する運用方法（内外の短期有価証券に投資するとともに、金先物取引、外国為替予約取引等を利用する方法）を加えて、2つのいずれかによる運用、もしくは2つを組み合わせた運用が行なえるように変更いたします。

○理由

運用方法の変更により資産の組み入れや売却にかかる取引コスト等の運用コストの低減が見込まれ、運用の効率性が高まるとともに、当 ETF の対象指標への連動性が高まることが期待されます。

(2) 金銭解約型への変更

○概要

当 ETF は、金銭による一部解約が行なえず、その代わりに、受益権と当 ETF が投資する有価証券との交換が行なえることとしてきましたが、金銭による一部解約ができるように約款を変更いたします。

なお、約款の変更後は、受益権と当 ETF が投資する有価証券との交換は行なうことができなくなります。

また、追加設定時の販売基準価額を基準価額に 100.6% を乗じた価額としておりましたが、約款変更後はこの販売基準価額を基準価額に 100.05% を乗じた価額とし、また一部解約の価額を基準価額から信託財産留保額として基準価額の 0.05% を控除した価額といたします。

※この販売基準価額、および一部解約の価額は、東京証券取引所での売買取引に適用されるものではありません。

○理由

当初設定時（2007年8月）は、関連法令諸規則により、金銭による一部解約が行なえませんでした。これまでに当該法令諸規則が改正されたことにより、金銭による一部解約ができるようになりました。この金銭解約型への変更により、金銭の受け渡しによる受益者の利便性向上に加えて、上記（1）の運用方法の変更が可能となり、運用の効率性が高まるとともに、当 ETF の対象指標への連動性が高まることが期待されます。

また、(1) および金銭による一部解約ができるようになることで、資産の組み入れや売却にかかる取引コスト等の水準が変わるため、販売基準価額の算定において基準価額に乗じる率を変更するとともに、一部解約の価額の算定において信託財産留保額を設けます。

(3) 信託金限度額の変更

○概要

信託金限度額を、2兆円から500億円に変更いたします。

○理由

当初設定時（2007年8月）からこれまでの市場環境の変化や規制の変更等により、実務上、対象指標への連動性を維持することができると思う運用上限金額の水準が変わったため、同水準に照らして適切となるように信託金限度額を変更いたします。

(4) 信託終了（繰上償還）に関する条件の変更

○概要

当ETFの対象指標が廃止されたとき等に、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合は、異議申立の手続きを行なった上で繰上償還をさせることができるものとしておりましたが、異議申立の手続きを行わず繰上償還をさせることといたします。

○理由

対象指標が廃止されたとき等に、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合、運用の基本方針に沿った運用が困難となるため、当該変更を行ないます。

また、上記の変更の他、当ETF運営上の所要の変更、文言の整備を行ないます。詳細は、末尾に別紙として添付しております約款変更案の新旧対照表をご参照ください。

投資家の皆様におかれましては、上記趣旨について、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。また、約款の変更の内容および手続きに関する詳細は、異議申立を行なうことができる受益者宛に、2019年1月11日頃までに発送する書面にてお知らせいたします。

<約款変更の日程および手続き>

日付、手続き	手続きの概要
2018年12月4日(火) 基準日	当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、異議申立を行なうことができる受益者といたします。
2019年1月11日(金)頃まで 異議申立手続きに関する書類の 送付	異議申立を行なうことができる受益者宛に、異議申立手続きに関する書類を発送いたします。 ・約款変更に関してご異議のある受益者の方は、お送りする書類の中で、具体的な手続きをご確認いただき、郵便はがき等を郵送にてお送りください。 ・約款変更にご同意いただける受益者の方は、 <u>特別な手続きは必要ありません。</u>
2019年1月18日(金)～ 2019年2月18日(月) 異議申立期間	異議申立に関して、郵送にてお送りいただく郵便はがき等は、2019年2月18日(月)までの到着分を有効といたします。
2019年2月20日(水) 約款変更の可否決定日	異議申立の手続きの結果、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、2018年12月4日(火)現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合、約款変更が決定いたします。異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、2018年12月4日(火)現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合、約款変更は行ないません。
2019年3月1日(金)～ 2019年3月20日(水) 買取請求期間(予定)	約款変更が決定した場合、異議申立をされた受益者は当該期間に保有する受益権の買取りを受託会社に請求することができます。買取請求対象となるのは2018年12月4日(火)現在の保有受益権のうち、買取請求時点で保有する受益権に限ります。 <u>異議申立をされた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。</u>
2019年3月27日(水) 約款変更適用予定日	約款変更が決定した場合、約款の変更が適用されます。

(添付資料)

別紙「金価格連動型上場投資信託 投資信託約款変更案の新旧対照表」

以上

金価格連動型上場投資信託
投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<u>(金価格連動型上場投資信託)</u>	
<u>運用の基本方針</u>	<新設>
<p>約款第 27 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。</p>	
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、日本円換算した 1g (1 グラム) 当りの金価格 (以下「対象指標」といいます。) ※に連動する投資成果 (基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。以下同じ。) を目指します。</p> <p>※対象指標は、次の①の「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」に②の「質量の定義」に基づいて 1g (1 グラム) 当りの価格に換算して算出します。</p> <p>①「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」とは、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド (ICE Benchmark Administration Limited) が、LBMA 金価格午後 (LBMA Gold Price PM) として公表する、1 トロイオンス当りの米ドル建ての金価格をいいます。</p> <p>②「質量の定義」は、計量単位令 (平成 4 年 11 月 18 日政令第 357 号) に定める定義によるものとします (信託契約締結日現在、1 トロイオンス=31.1035 グラムです。)</p>	
<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>内外の短期有価証券および対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券 (以下「指標連動有価証券」といいます。) を主要投資対象とし、商品投資等取引 (投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条第 10 号に定めるものをいいます。以下同じ。) のうち、金 (鉱業法第 3 条第 1 項に規定する鉱物のうち金鉱を製錬し、又は精製することにより得られる物品をいいます。以下同じ。) を対象とした先物取引※ (以下「金先物取引」といいます。) や外国為替予約取引等を主要取引対象とします。</p> <p>※この信託において「先物取引」とは、商品先物取引法第 2 条第 3 項第 1 号に定められた取引とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① この信託は、次のいずれかの運用方法、もしくは次の 2 つを組み合わせた運用方法により、日本円換算した対象指標に連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。</p> <p>ア. 内外の短期有価証券に投資するとともに、金先物取引や外国為替予約取引等を利用する方法</p>	

イ. 指標連動有価証券に投資を行なう方法

② 次の場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア. 対象指標の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ. 信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と日本円換算した対象指標の連動性が失われるおそれがある場合

ウ. 選択する運用方法、運用方法の組み合わせを変更する場合

エ. その他基準価額と日本円換算した対象指標の連動性を維持するために必要な場合

③ 投資を行なう公社債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)なお、内外の短期有価証券については、格付けに関わらず投資を行なえるものとします。

④ 外貨のエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行いません。

⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。なお、外貨エクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜活用する場合があります。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)への投資割合は、信託財産の資産総額の50%を超えません。

② 株式への投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④ デリバティブ取引および商品投資等取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

② 売買益が生じても、分配は行いません。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金 50 億 9,600 万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② この信託は、1g (1 グラム) 当りの金価格として別に定める運用の基本方針にしたがい算出する指標を対象指標 (以下この約款において「対象指標」といいます。)とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1口につき 2,548 円とします。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意の上、金 500 億円を限度として信託金を追加することができます。

② <略>

(信託期間)

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第11条第1項、第11条第2項、第60条第1項、第61条第1項、第63条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

(金融商品取引所への上場)

第5条 委託者は、この信託の受益権(平成20年1月4日前は受益証券をもって表示。以下この条において同じ。)について、別に定める金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下本条、第11条第2項、第47条第2項および第53条第1項において同じ。)に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとし、

② <略>

(有価証券との交換の取扱い)

第9条 受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、1g (1 グラム) 当りの円表示の金価格として次項にしたがい算出する指標を対象指標 (以下この約款において「対象指標」といいます。)とし、信託契約締結日の前々営業日と同日付の対象指標 (小数点以下は切り上げます。)の200万倍の金額を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 前項の対象指標は、第1号のロンドンにおけるロンドン渡し金価格に第2号の円換算為替レートを乗じて得た額を第3号の質量の定義に基づいて1g (1 グラム) 当りの価格に換算して算出します。

1. 「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」とは、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド (ICE Benchmark Administration Limited) が、LBMA 金価格午後 (LBMA Gold Price PM) として公表する、1トロイオンス当りの米ドル建ての金価格をいいます。

2. 「円換算為替レート」は、原則として、第1号の価格公表日と同日付の WM ロイター (WM/Reuters) が発表するロンドン時間午後4時のスポット・レートの仲値を用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。

3. 「質量の定義」は、計量単位令 (平成4年11月18日政令第357号) に定める定義によるものとします (信託契約締結日現在、1トロイオンス=31.1035 グラムです。)。

(追加信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意の上、2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② <同左>

(信託期間)

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第11条、第60条第1項、第61条第1項、第63条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

(金融商品取引所への上場)

第5条 委託者は、この信託の受益権(平成20年1月4日前は受益証券をもって表示。以下この条において同じ。)について、別に定める金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとし、

② <同左>

(期中解約の取扱い)

第9条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期

益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(信託契約の解約)

第 11 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が別に定める口数を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性もしくは市場性が失われたときもしくは対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、対象指標に代わる新たな対象となる指標を定めることができない場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

③～⑦ <略>

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、平成 19 年 8 月 10 日以降、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数以上の受益権を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受け付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日（取得申込受付日）の基準価額に、100.05%の率を乗じて得た価額（以下本条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に

間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(信託契約の終了)

第 11 条 委託者は、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、もしくは対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、対象指標に代わる新たな対象となる指標を定めることができない場合、または、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が別に定める口数を下ることとなった場合、もしくは、この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③～⑦ <同左>

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、平成 19 年 8 月 10 日以降、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数以上の受益権を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日（取得申込受付日）の基準価額に、100.6%の率を乗じて得た価額（以下本条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑

鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

1. ～2. <略>

3. 信託財産が組み入れた第25条第1項に規定する指標連動有価証券（以下本号において同じ。）の償還や、信託財産が組み入れる指標連動有価証券の発行等による、信託財産における入れ替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの

4. 取得申込日当日が、第7条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内）

5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ <略>

④ 前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者は、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

1. この信託が行なう金（鉱業法第3条第1項に規定する鉱物のうち金鉱を製錬し、又は精製することにより得られる物品をいいます。以下同じ。）を対象とした先物取引（以下「金先物取引」といいます。）のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場（商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場および商品市場に相当する外国の市場をいいます。以下同じ。）の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。

2. この信託が行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該商品市場における呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込日において当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が、当該申込みを受け付ける前の残存口数（前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。）を超えることとなる場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下第47条第2項および第53条第1項を除き同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、商品市場における取引の

み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

1. ～2. <同左>

3. 信託財産が組み入れた対象指標に連動した投資成果を目的に発行された有価証券の償還や、信託財産が組み入れる対象指標に連動した投資成果を目的に発行される有価証券の発行等による、信託財産における入れ替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの

4. 第7条に定める計算期間終了日の前々営業日および前営業日

5. 前各号のほか、委託者が、第27条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ <同左>

<新設>

④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを停止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

(受益権の分割および再分割)

第 13 条 <略>

② <略>

(投資の対象とする資産の種類)

第 24 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 27 条の 2 及び第 27 条の 3 に定めるものに限りま

す。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

ホ. 商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条第 10 号に規定するものをいいます。以下同じ。）

に係る権利

2. <略>

(運用の指図範囲)

第 25 条 委託者は、信託金を、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、第 5 号および第 7 号の証券または証券のうち第 5 号の証券の性質を有するものならびに第 8 号および第 9 号に掲げるものに限るものとし、以下「指標連動有価証券」といいます。）のほか、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

5. 社債券

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

9. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金

(受益権の分割)

第 13 条 <同左>

② <同左>

(投資の対象とする資産の種類)

第 24 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

<新設>

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

<新設>

2. <同左>

(運用の指図範囲)

第 25 条 委託者は、信託金を、次の各号に掲げる有価証券のうち対象指標（対象指標の算出の基礎となる金価格で、当該対象指標と表示通貨を同一にすることで当該対象指標との連動性を有するものを含むもの）とします。第 27 条において「対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券」における「対象指標」において同じ。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

1. 社債券

<新設>

2. 外国の者の発行する証券または証券で、前号の証券の性質を有するもの

3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

4. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金

融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1.～4. <略>

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第26条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第37条において同じ。)、第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第27条の5、第29条、第31条および第35条の2に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第27条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

<削除>

融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

なお、第1号および第2号の証券または証書を以下「公社債」といい、第3号および第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、第27条に規定する信託財産の運用の基本方針にしたがって前項に規定する有価証券に投資するまでの間、次の各号により運用を指図することができます。

1.～4. <同左>

<新設>

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第26条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第37条において同じ。)、第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第29条および第31条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第27条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

1. この信託は、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券のみに投資を行ない、対象指標に連動する投資成果を目指します。

2. 当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が前号の基本方針に沿うよう、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を取得し、信託財産を組成します。

3. 次の場合には、第1号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア. 対象指標の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ. 信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と対象指標の連動性が失われるおそれがある場合

ウ. 第50条第1項に規定する交換が行われた場合

エ. その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合

4. 株式への投資は行いません。

5. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

6. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
7. 投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みません。)
8. 公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、この信託の純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。
9. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
10. 資金動向、市況動向等よっては、上記のような運用ができない場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第 27 条の 2 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 27 条の 3 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受

<新設>

<新設>

入れの指図を行なうものとします。

(商品投資等取引に係る権利の運用指図)

第 27 条の 4 委託者は、別に定める運用の基本方針に沿った運用を行なうためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、商品投資等取引に係る権利の取引を行なうことの指図をすることができます。

<新設>

(公社債の借入れ)

第 27 条の 5 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

<新設>

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

第 28 条 <削除>

(収益分配方針)

第 28 条 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

② 売買益が生じても、分配は行ないません。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<新設>

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

<新設>

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(再投資の指図)

(再投資の指図)

第 35 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 35 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(追加信託金)

第 38 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に 100.05%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 39 条 追加信託金および信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

第 40 条 <削除>

(有価証券および商品投資等取引に係る権利の時価評価)

第 41 条 信託財産に属する有価証券の時価評価は、原則として、計算日(外国において取引されているものについては、原則として、計算日の前日となります。)における公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。

② 信託財産に属する商品投資等取引に係る権利の時価評

第 35 条 委託者は、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<新設>

(追加信託金)

第 38 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に 100.6%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(追加信託金の計理処理)

第 39 条 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

(受益権と有価証券の交換の計理処理)

第 40 条 第 50 条に定める受益権と有価証券の交換にあっては、第 51 条第 1 項の交換必要口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

(有価証券の時価評価)

第 41 条 信託財産に属する有価証券(交換の実行に係る有価証券で、受益者に対し未交付または未振替のものを除く)の時価評価は、原則として、計算日における公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。

<新設>

価は、原則として、当該商品投資等取引に係る権利が上場されている商品取引所（商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所およびこれに類似する取引所で外国に所在するものをいいます。）が発表する計算日または商品取引所に類似する取引所で外国に所在するもの場合は当該計算日に知り得る直近の日の清算値段等もしくは最終相場により評価するものとします。

(収益の分配方式)

第46条 <略>

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

②～④ <略>

⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第2項に規定する会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

⑥ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または第2項の会員等から支払います。

⑦ 一部解約金（第50条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

(収益の分配方式)

第46条 <同左>

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益、追加信託差益金、交換（解約）差益金
2. 有価証券売買損、追加信託差損金、交換（解約）差損金

(名義登録と収益分配金の支払い)

第47条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

②～④ <同左>

⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第2項に規定する会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

<新設>

<新設>

<新設>

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 48 条 受託者は、収益分配金について支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき、および信託終了による償還金について支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

② 受託者は、一部解約金については、前条第 7 項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

③ 受託者は、前各項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 50 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに、委託者が別に定める一定口数以上の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第 5 号に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受け付けを行なうことができます。

1. 解約申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日

2. 解約申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、信託財産が組み入れた指標連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日

3. 信託財産が組み入れた指標連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる指標連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの

(収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 48 条 受託者は、支払開始日から 5 年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

<新設>

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(交換請求)

第 50 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 20 年 1 月 7 日以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日（以下「交換申込日」といいます。）の別に定める時限までに、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行なうことができます。

1. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日

2. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、信託財産が組み入れた対象指標に連動する投資成果を目的に発行された有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日

3. 信託財産が組み入れた対象指標に連動する投資成果を目的に発行された有価証券の償還や、信託財産が組み入れる対象指標に連動する投資成果を目的に発行される有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間とし

4. 解約申込日当日が、第 7 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内）

5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、解約申込日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ 販売会社は、受益者が一部解約の実行を請求するとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者は、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

1. この信託が行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。

て委託者が別に定めるもの

4. 交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して 8 営業日目の前日までの期間に、第 7 条に定める計算期間終了日がある場合の当該申込日

5. 前各号のほか、委託者が、第 27 条第 1 号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ 第 1 項に定める一定口数は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各有価証券の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とします。

④ 受益者が、第 1 項の交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第 51 条第 3 項に掲げる交換有価証券に係る交付または振替が行なわれた後に、振替機関は、第 51 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ 受託者は、第 51 条第 2 項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第 52 条第 1 項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

⑦ 受益者が交換によって取得できる有価証券の数は、交換の請求を委託者が受けた日の基準価額（交換申込日の翌営業日の基準価額）に基づいて計算された数とし、各有価証券の売買単位の整数倍とします。

2. この信託が行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該商品市場における呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑨ 前2項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

第51条 <削除>

第52条 <削除>

⑧ 販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

⑨ 第2項の規定により、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとして、第7項および第8項の規定に準じて計算されたものとしします。

(交換の指図等)

第51条 委託者は、受益者が最小交換口数以上の振替受益権を委託者に提示して前条第1項の請求を行ない、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる各有価証券の数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

③ 受託者は、委託者の指図に従い、前条第4項の販売会社に対し、交換請求受付日から起算して7営業日目から信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行ないます。ただし、受託者が、交換請求受付日から起算して6営業日目までに前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認できなかった場合には、信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行なうことを中止し、当該手続きが行なわれたことの確認後、当該交換有価証券の交付または振替を行ないます。

④ 販売会社は、前条の規定により受託者から交付または振替を受けた有価証券を、所定の手続きを経て受益者に速やかに交付または振替するものとしします。

(交換受益権の取扱い)

第52条 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済

(受益権の買取り)

第 53 条 販売会社は、第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の 3 営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

<削除>

<削除>

② 前項の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

③ <略>

④ 前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、販売会社は、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

1. この信託が行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。

2. この信託が行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該商品市場における呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

⑤ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑥ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、第 2 項および第 3 項の規定に準じて計算されたものとなります。

みであることを確認するものとします。

② 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 50 条および第 51 条による交換の請求の受け付けを停止することおよびすでに受け付けた交換の請求の受け付けを取り消すことができます。

③ 前項の規定により交換請求の受け付けを停止したときは、第 50 条第 9 項の規定を準用します。

(受益証券の買取り)

第 53 条 販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第 2 号の場合の請求は、信託終了日の 3 営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

② 前項の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

③ <同左>

<新設>

④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、第 2 項および第 3 項の規定に準じて計算されたものとなります。

(信託終了時の交換等)

第 54 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 8 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② 前項の交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

③ 第 1 項により受益者が取得する各有価証券の数は、信託終了日の 8 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された数とし、売買単位の整数倍とします。

④ 販売会社は、受益者に第 1 項による交換を行なうとき、当該受益者から、第 1 項の規定により受益者が取得する各有価証券につき、個別時価総額（信託終了日における個別銘柄の公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格。）に交換する数（額面当たりの評価値の場合は、当該額面で調整した数とします。）を乗じて得た金額をいいます。）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑤ 委託者は、信託終了日の 7 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑥ 第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取することを原則とします。

1. 第 1 項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権または受益証券

2. 第 1 項における一定口数に満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）

⑦ 販売会社は、受益者に前項による買取りを行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑧ 第 1 項の有価証券の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日（原則として信託終了日の前営業日）から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して 7 営業日目から行ないます。

⑨ 第 6 項の買取り代金の支払いは、信託終了日後 40 日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記

第 55 条 <削除>

第 56 条 <削除>

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 64 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 65 条 <略>

(付表)

1. ～2. <略>
3. 約款第 12 条第 1 項の別に定める一定口数は、「1 万以上かつ 1 万口の整数倍」とします。
4. <略>
5. 約款第 12 条第 2 項および第 50 条第 2 項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。
 - ・ロンドンの金市場の休日（半休日を含みます。）
 - ・ニューヨーク商品取引所の休場日
 - ・ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日

録されている受益者（信託終了日以前において信託財産における交換の計上が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対する第 6 項の買取り代金の支払いは、信託終了日後 40 日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、受益証券と引換えに行ないます。

(委託者等への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 55 条 受託者は、前条第 6 項の買取り代金について同条第 8 項に規定する支払開始日までに、委託者の指定する預金口座等に払い込みまたは委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により返還に係る金銭を委託者の指定する預金口座等に払い込んだまたは委託者に交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(交換に係る時効)

第 56 条 受益者が、第 54 条第 1 項の交換について、交換開始日から 10 年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 64 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受け付け、交換有価証券の交付および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約に関する疑義)

第 65 条 <同左>

(付表)

1. ～2. <同左>
3. 約款第 12 条第 1 項の別に定める一定口数は、「取得申込日の前営業日の基準価額に乗じて得た額が 8 億円以上となる 1 口単位かつ最小の口数」とします。
4. <同左>
5. 約款第 12 条第 2 項および第 50 条第 2 項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。
 - ・ロンドンの金市場の休日（半休日を含みます。）
 - <新設>
 - ・ロンドン、ニューヨークのいずれかの休日（銀行の通常の営業日以外の日）

<p>6. <略></p> <p>7. 約款第 50 条第 1 項の別に定める<u>一定口数は、「1 万口以上かつ 1 万口の整数倍」と</u>します。</p> <p>8. <略></p>	<p>6. <同左></p> <p>7. 約款第 50 条第 3 項の別に定める<u>最小交換口数は、「交換申込日の前営業日の基準価額に乗じて得た額が 8 億円以上となる 1 口単位かつ最小の口数」と</u>します。</p> <p>8. <同左></p>
--	---

以上